

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（遭難自動通報局の無線設備等の機能試験）</p> <p>第八条の二 遭難自動通報局 （携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。） においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置）</p> <p>第八十一条の七 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。</p> <p>2 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報 携帯用位置指示無線標識の通報 又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</p> <p>3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報 携帯用位置指示無線標識の通報 又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> | <p>（遭難自動通報局の無線設備等の機能試験）</p> <p>第八条の二 遭難自動通報局においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置）</p> <p>第八十一条の七 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。</p> <p>2 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</p> <p>3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> |

第八十二条の二 ~~携帯用位置指示無線標識の通報又は~~航空機用救命無線機等の通報を受信した船舶局は、直ちに海上保安庁の無線局にその事実を通報するものとする。ただし、その必要がないと認められる場合は、これを要しない。

(遭難通報等を受信した航空局のとるべき措置)

第七十一条の三 (略)

2と4 (略)

5 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報 ~~携帯用位置指示無線標識の通報~~ 又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。

~~附 則~~

~~この省令は、公布の日から施行する。~~

第八十二条の二 航空機用救命無線機等の通報を受信した船舶局は、直ちに海上保安庁の無線局にその事実を通報するものとする。ただし、その必要がないと認められる場合は、これを要しない。

(遭難通報等を受信した航空局のとるべき措置)

第七十一条の三 (略)

2と4 (略)

5 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。